

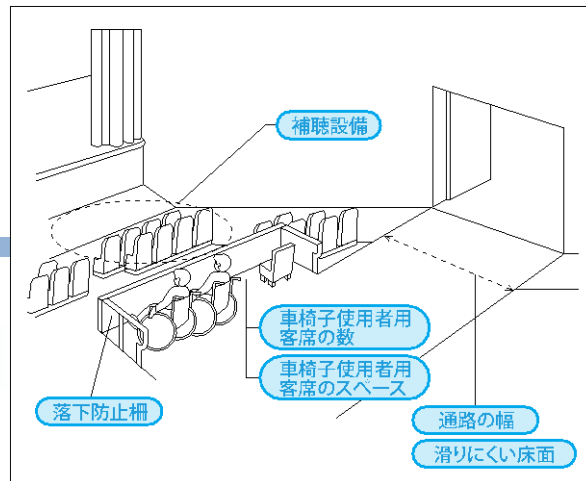
1 建築物

(16) 観客席

設計のポイント

劇場や観覧場、集会場等は、出入口から容易に到達できる場所に、車椅子使用者が利用できる客席のスペースが必要です。

- 車椅子使用者が出入口から席まで容易に到達できるよう通路を確保し、席では、安定して観覧できるスペースを設けます。
- 聴覚障害者に配慮した補聴設備等の設置が望まれます。
- 車椅子使用者が、舞台上へ支障なくアプローチできることが望まれます。
- 通用口や劇場内の通路等から楽屋・控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したものとします。
- 楽屋・控室（便所、更衣室・シャワー室を含む。）は、高齢者、障害者等（車椅子使用者を含む。）の円滑な移動等に配慮したものとします。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

■ 基準の解説

- 1 固定式の客席^①を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用できる客席区画（以下この表において「車椅子使用者用区画」という。）を1以上（客席数が100席を超え400席以下の場合にあっては2以上、400を超える場合にあっては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数（当該数が10を超える場合は、10とする。）以上）設けること。ただし、集会施設及び興行施設の客席にあっては、車椅子使用者用区画を2以上（客席数が400席を超える場合にあっては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数以上）設けること。

イ 客席区画の幅及び奥行きは、それぞれ内法を90cm以上及び135cm以上とすること。

ロ 床面は、水平とし、かつ、滑りにくい仕上げ^②とすること。

ハ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。

① 画面と連動して動く席などは客席に含まれません。

② [P.169〔(1) 床（路面）仕上げの目安〕参照]

- 2 出入口から車椅子使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法を120cm以上^③とすること。

③ 人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法です。

- 3 2に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機^④その他これに準じた構造の昇降機を設けること。

④ [P.91〔(10) 特殊構造昇降機〕参照]

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

劇場等の客席

劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分（車椅子使用者用部分であって、車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であることその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。次項において同じ。）を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が 100 以下の場合 2
 - 二 当該客席に設ける座席の数が 100 を超え、200 以下の場合 当該座席の数に $2/100$ を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - 三 当該客席に設ける座席の数が 200 を超え、2,000 以下の場合 当該座席の数に $1/100$ を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数
 - 四 当該客席に設ける座席の数が 2,000 を超える場合 当該座席の数に $75/10,000$ を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 7 を加えた数
- 2 前項の誘導基準適合車椅子使用者用部分は、劇場等の客席に設ける座席の数が 200 を超える場合には、2 箇所以上に分散して設けなければならない。